



平成 19 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名：大成ラミック株式会社
代表者名：代表取締役社長 木村 義成
本社所在地：埼玉県南埼玉郡白岡町下大崎 873 番 1
 (コード番号 4994 東証第 1 部)
問合せ先：管理本部財務部部長 富田 一郎
 TEL(0480)97 - 0224

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

第 42 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局へ提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 22 日に提出いたしました第 42 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2.【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3.【訂正箇所】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4)省略

(5)～(7)なし

(訂正後)

(1)～(4)省略

(5) 取締役の定数および選任

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

また、当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨およびその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

取締役および監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。